

## 質問回答

全世界 2019 年度案件別外部事後評価:パッケージⅣー5(インドネシア、バングラデシュ)

(公示日:2019年8月28日/公示番号:19a00456)について、質問の回答は以下のとおりです。

通 番 号	当該頁項目	質問	回答
1	p.12 第3 特記仕様書案 3.(7) p.17 10. その他特記すべき事項 (2)安全管理	<p>「JICAが提供する安全管理方針に基づき」「必要な安全対策措置を講じること」となっており、加えて「現地滞在時間は必要最小限」とし、「ダッカ市内の12カ所」のホテルのいずれかに宿泊すること((p.17「4.」「8.」)となっています。</p> <p>「現地滞在期間を必要最小限とする」とありますが、現在、本邦コンサルタントのバングラデシュへの渡航期間は発着日含め2週間以内という制限はないのでしょうか。</p> <p>渡航期間や現地調査の活動時間・場所への制約があるとすれば、想定した活動を行うことができない可能性も考えられるところ、これらの安全対策上の活動制限はコンサルタントのみならず、現地調査補助員(バングラデシュ人)にも一律に適用されるものかもご教示ください。</p>	<p>・渡航期間を2週間以内とする制限はありません。ご記載の通り、評価判断に必要な必要最小限の日数で計画ください。</p> <p>・活動制限は、現地調査補助員(バングラデシュ人)には一律に適用されません。ただし、現地調査補助員についても、渡航連絡票兼安全対策確認について、バングラデシュ事務所及び安全管理部に申請する必要があります。</p>
2	p.13 第3 特記仕様書案3. (10)	<p>バングラデシュ「南西部農村開発事業」について、「対象各14県から1か所以上を抽出する」ことは、プロポーザル提出の段階では、現地の治安状況如何にかかわらず、最低14サイトはコンサルタントまたは現地調査補助員が実査することを想定しているのでしょうか。</p>	<p>・プロポーザル提出の段階では、治安の如何に関わらず、コンサルタントまたは現地調査補助員が実査する想定で提案ください。</p> <p>・契約後、治安状況が悪化し、コンサルタントまたは現地調査補助員が実査をできない場合は、JICA側からお伝えします。</p>

3	p.14 第3 特記指示書案	「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)(II)」については、当該アクセス道路を一体としてFIRR/EIRRを再計算するのか、フェーズ別に再計算することを想定しているのか、ご教示ください。	・現時点では、一体として計算いただく予定ですが、変更がある場合は契約交渉時にお伝えします。
4	p.14 第3 特記仕様書案	「南西部農村開発事業」において、審査時と同様のEIRRのベースとなる資料の入手を試みたくもかかわらず、(治安上の理由等により)最終的に算出できなかった場合には、それに要したMMは精算対象とはならないのでしょうか。	・基本的には活動実績があれば、精算対象となるとお考えいただいてもよいと思いますが、治安上の理由によりデータの入手ができない場合は、本件の場合行動が制約されるのは主に日本人だけですので、評価者のMMのみ精算対象外とし、現地調査補助員は精算対象とし、必要なデータをできるだけ入手していただくことになると想定しております。
5	「第4 業務実施上の条件」、「その他特記すべき事項・・・」の「4) 宿泊場所は・・・」(p.17)	宿泊場所は JICA ダッカ事務所が安全状況を確認した場所に限定されていますが、ダッカ市外での宿泊は許可されるでしょうか？	・ダッカ市外での宿泊も可能です。渡航前にバングラデシュ事務所と相談し、宿泊先や移動手段を決める形となります。
6	「第4 業務実施上の条件」に「宿泊場所とは、JICA バングラデシュ事務所が安全状況を確認したホテル(現在ダッカ市内に12カ所を指定している)に限定する。」とあります。(p17)	他案件の公示の中には、見積書に計上する宿泊費単価が示されている公示もありますが、今回も、計上する宿泊費を示していただくことは可能でしょうか？上記1にてダッカ市外での宿泊が認められる場合の宿泊先の単価についても同様に開示いただくことは可能でしょうか？また仮にJICA 指定のホテルの宿泊単価が JICA 宿泊料基準額(例:2号が13,500円/日、3号が11,600円/日)を超過した場合は、超過分については精算時に認めていただけるのでしょうか？	・ダッカ市外での特別な宿泊単価はございません。 ・JICA 宿泊料基準額を超えた場合は、領収書による実費精算となります。

7	<p>「第 3 特記仕様書案」、「(6)上記対象案件のうち、インドネシア「タンジュンプリオク港アクセス道路建設事業(I)(II)・・・(中略)・・・」  「3. 業務の目途」に示す総業務量の範囲内において、基準値の測定方法と可能な限り同様の方法で測定を行うこととする。現時点で想定される調査方法について、現地調査補助員の活用も含め、プロポーザルにおいて提案する」(p12)</p>	<p>タンジュンプリオク港アクセス道路は、完成後、有料高速道路として運営されていることから、完成後の実績交通量については、実施機関或いは運営維持管理機関にて定期的に測定されている可能性があると思われます。一方、仮に実績交通量の測定が行われていない場合は、『「3. 業務の目途」に示す総業務量の範囲内において、基準値の測定方法と可能な限り同様の方法で測定を行う』ことが求められています。従来 of 事後評価では、一般道路の場合は、現地調査補助員を活用して簡易的な交通量調査を実施することは可能でしたが、本対象道路の場合、自動車専用の有料高速道路のため、現地調査補助員が勝手に立ち入ることはできず、現実的には、実施機関或いは運営維持管理機関に特別に許可を得たうえで、専門の会社に交通量調査を委託せざるを得ないと思われます。そのような場合、『「3. 業務の目途」に示す総業務量の範囲内』で交通量調査を実施することは不可能であり、交通量調査に必要な予算を別途、見積もる必要があります。上記のことから、現時点での想定される交通量調査の手法及び必要な追加経費について、プロポーザルにて提案するとの理解で良いでしょうか？</p>	<p>・理解の通りで問題ございません。</p>